

平成27年度

事業計画書

社会福祉法人 中標津朋友会

《基本方針》

2015年度の介護報酬改定が成立し、本年度はマイナス改定を踏まえた上でのサービスの充実や処遇改善の両立という、柔軟かつ厳しい対応に迫られております。

全体の改定率は△2.27%ですが、職員の処遇確保に1.65%、中重度者や認知症対応等に0.56%が上乘せされ、基本報酬(サービス費)については△4.48%と軒並み減額となり、各々の事業所にとっても、この局面をどう乗り切るか、真価の問われる年度となります。

これまでは、医療・介護関連制度もいわば漸進主義ともいえる形で修正を加えてきましたが、いわゆる‘25年度問題を契機に、地域包括ケアシステムに象徴される様、これからは様々な機能(事業所)の特性を生かした連携から、それらを全体として一体的に機能させる統合の概念[全体最適]への転換が求められており、地域に応じた介護の在り方や地域性に考慮したサービスに深化させていく事が求められております。

本制度改正では、地域包括ケア推進の本命と目される次期診療報酬との同時改正に向け、着実な布石を打ち、競争よりも地域との協調・連携を求める包括ケアの輪郭も浮かび上がってきております。

異なるフェーズに入った介護保険制度を確りと捉え、本年度も着実な歩みで地域に密着した事業展開ができるよう、当法人としても『全体最適』に取り組み、各事業所の責任体制の下、安定した事業経営と質の高いケアの確立を目指して推進していきます。

I 基本目標

- 1 地域に信頼される法人・施設
- 2 制度(報酬)改正に応じた対応と全体最適への取り組み
- 3 利用者の視点に立ったサービス提供とケア体制の確立 (利用者満足度の推進)
- 4 職員の処遇改善並びに人材確保対策
- 5 リスクマネジメント(危機管理)能力の向上と未然防止対策 =事故防止・感染予防=
- 6 行政機関及び関係団体との連携

II 本年度の事業内容

[定例会議及び研修]

法人の適正な運営並びに公正かつ透明性のある施設事業を推進するにあたり、次のとおり理事会及び監査並びに三役会等を定例又は随時開催し、健全な法人運営が図られるよう努めていきます。

1. 理事会の開催

| | | |
|--------|----------|---------------------------|
| 第1回理事会 | 平成27年 5月 | 平成26年度事業報告、決算等について |
| 第2回理事会 | 平成27年10月 | 平成27年度上半期の運営状況及び役員改選等について |
| 第3回理事会 | 平成27年12月 | 平成27年度給与改定、補正予算等について |
| 第4回理事会 | 平成28年 3月 | 平成28年度事業計画及び予算等について |

2. 三役会議の開催

| | | |
|--------|----------|-------------------------|
| 第1回三役会 | 平成27年 5月 | 平成26年度事業報告、決算等について |
| 第2回三役会 | 平成27年 9月 | 役員改選に伴う再任状況及び新役員選考等について |
| 第3回三役会 | 平成28年 3月 | 平成28年度事業計画、組織体制等について |

3. 法人監査の実施

| | | |
|-------|----------|----------------------|
| 第1回監査 | 平成27年 5月 | 法人事業の決算監査、資産状況等について |
| 第2回監査 | 平成27年10月 | 法人・施設の運営、処遇状況等について |
| 第3回監査 | 平成27年12月 | 法人・施設の運営、給与状況等について |
| 第4回監査 | 平成28年 3月 | 法人・施設の運営、予算経理状況等について |

4. 法人研修会の実施

| | | |
|--------------|--------|--------------------|
| 法人役員・職員合同研修会 | [随時開催] | 平成27年4月～11月 (中標津町) |
| 法人役員研修会 | | 平成27年12月 (中標津町) |

III 経営の原則 (社会福祉法第24条抜粋)

社会福祉法人としての役割、担い手としてふさわしい事業を確実にかつ効果的に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図っていきます。

1. 自主的な経営基盤の強化

- ① 新会計基準による適正な会計処理 (平成27年度運用開始)
- ② 事業所・部門毎の経営実態把握と分析、調査研究
- ③ 各事業所の財務検証と全体最適の検討 (法人事業本部との連携)

2. 福祉サービスの質の向上

- ① 利用者等からの苦情受付とその解決 (改善是正、対策)
- ② 利用契約時 (締結) の親切な説明と丁寧な対応
- ③ 提供サービスの評価と質の向上 (介護サービス情報の公表、評価)
- ④ 介護事故の未然防止対策とチームケア体制の確立

3. 事業経営の透明性の確保

- ① 財務諸表のホームページによる公開
- ② 法人現況報告書のホームページによる公開 (平成26年度より実施)
- ③ 所轄庁の条例による法人情報の公開

IV 事業の計画と予算執行

当法人の事業計画及び予算の編成にあたっては、介護保険制度の政策動向を見据えながら、法人の健全財政維持を基本とした適正かつ安定した経営が図られるように努めていきます。

- ① 介護保険制度改正及び報酬改定に怠った対策 [新規加算の取得及び体制変更]
- ② 事業別収支の検証と効率かつ効果的な予算配分
- ③ 法人組織の一元化と安定した経営基盤の確立 [将来フレームと事務の効率化]
- ④ 介護人材の流出に即した施策とマンパワー対策 [子育て支援事業の検討]
＝ 地域医療介護総合確保基金 (介護分724億円) の積極的な活用 ＝
- ⑤ 職員処遇・職場環境の改善や福利厚生面の充実
[昇格基準の是正、各種手当の増額拡充、環境整備等属性に応じた対策等]

V 法人の組織体制について

法人組織体制の一元化と事務事業の効率化を進め、安定した職員確保と持続可能な経営基盤の強化を図っていきます。

- ① 法人組織体制の一元化と全体最適化への挑戦
- ② 介護報酬改正に伴うサービス体制再編と事業戦略
 - ・介護報酬、加算等に応じたサービス体制（定員変更等）の見直し
 - ・事業所毎の独立採算性を強化
 - ・子育て支援事業の検討（④連動）
- ③ 各事業所の責任体制強化～次長職の配置（運営・人事管理・財政収支等）
- ④ 職員処遇の改善と介護人材の流出に即した施策（補助金、行政連携等）
- ⑤ 健全財政を見据えた中長期ビジョンの策定
 - ・事業所毎の経営（部門別管理）計画
 - ・事務事業の効率化と経費縮減
- ⑥ 処遇職員の勤務形態並びに提供サービス毎のケア体制を確立
 - ・事業所毎のケア体制の確立（勤務形態や配置人員等の検討）

VI 職員対策について

1 職員研修と意識改革

『施設は人なり』という言葉のとおり、施設は職員あってのもので、その施設職員の個々の力量いかに施設の評価にも繋がります。

研修会や学習会の開催、又職員が持てる能力を最大限に発揮できるように適材適所な人事配置に努め、介護技術や仕事能率の向上を目指していきます。

- ① 職業倫理や法人の基本理念等専門性を高める職員教育と育成
- ② 職員研修と学習会の計画的な実施と参加促進【事故防止、感染予防等】
- ③ ホスピタリティサービスと対価意識の助長
- ④ 利用者満足度（CS）向上と質の高いケア体制の充実

2 職員処遇について

職員にとって魅力のある職場となるよう、『健やかで明るく元気に…』働ける環境や福利厚生の実施を図ると共に、常に誇りと強い使命感をもって職務に全うできるよう、各課連携を図って処遇対策を進めていきます。

- ① 昇格基準の見直し【キャリアパス基準（人事考課等）の是正】
- ② 職員の処遇改善【夜勤手当増額、住宅手当拡充、処遇改善手当の支給】
- ③ 福利厚生の実施と健康管理【退職共済や福利厚生（検討）、予防接種等助成】

[法人事業の内容]

地域社会に信頼される法人となるよう、特別養護老人ホーム及び在宅福祉サービス事業の運営を利用者の立場や視点に立って推進していきます。

< 社会福祉法人 中標津朋友会の事業 >

平成27年3月1日現在

| 介護保険事業 | 施設名 | 定員 | 指定年月日 |
|---------------------|------------------------------|---------|-----------|
| 介護老人福祉施設 | 特別養護老人ホーム 中標津りんどう園 | 50名 | 平成12年4月1日 |
| 短期入所生活介護 | | 10名 | 平成12年4月1日 |
| 介護予防短期 入所生活介護 | | (空所利用型) | 平成18年4月1日 |
| 広域ユニット型 介護老人福祉施設 | 広域ユニット型特別養護老人ホーム 中標津りんどう園 | 40名 | 平成25年4月1日 |
| 短期入所生活介護 | | (空所利用型) | 平成26年7月8日 |
| 介護予防短期 入所生活介護 | | (空所利用型) | 平成26年7月8日 |
| 通所介護 | 在宅老人サービスセンター 中標津りんどう園 | (1日) | 平成12年4月1日 |
| 介護予防通所介護 | | 50名 | 平成18年4月1日 |
| 居宅介護支援事業 | 居宅介護支援センター 中標津りんどう園 | —— | 平成12年4月1日 |

—— 中標津りんどう園 基本理念 ——

- ・中標津りんどう園は『信頼される施設』となるよう努めます
- ・中標津りんどう園は『満足されるサービス』を提供できるよう努めます
- ・中標津りんどう園は『地域に貢献』するよう努めます

(私達の使命)

利用者が健やかで快適にお過ごしできるよう、又心豊かな生活が送れるように努めていきます。

(公平・公正な施設運営)

利用者個々の人格と尊厳を損なうことなく、常に公平・公正なケアに心掛けていきます。

(生活の質の向上)

利用者一人ひとりのニーズと意志を尊重し『心地よい生活と時間』が送れるように努めていきます。

(職員の資質・専門性の向上)

自らの行動には常に責任を持ち、利用者に対しては十分な配慮や質の高いサービス提供ができるよう、日々研鑽・学習し専門性の向上に努めなければならない。

(地域福祉の向上)

地域社会の一員として自覚を持ち（言動、身だしなみ等）、求められる専門性を地域住民に還元し、地域福祉の向上に努めていきます。

ケア理念 ～ 求められる職員像 ～

私たちの仕事は利用者の権利を尊重し、擁護することであり、人権を優先した介護を目指します。

- 一 私たちは利用者とともに楽しみ、悩み、そして喜びを分かち合いながらその人らしく豊かに生活していけるよう、明るく、笑顔で介護を行います。
- 一 私たちは利用者一人ひとりの疾病や身体的特徴を理解し、常に向上心を持って、専門的知識や技術を高めるよう努力します。
- 一 私たちは、地域との関わりを大切にし、ボランティアや社会参加の機会を積極的に取り入れ、又家族とのつながりも保てるよう援助しています。
- 一 私たちの「言葉」、「応対」、「感情」は利用者の尊厳に大きく影響します。従って、常に初心を忘れず、慣れの姿勢にならぬよう心掛けていきます。